

第 24 回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和 6 年 11 月 8 日
場 所 行政棟 庁議室

委員の出欠状況

1 番	多湖 文貴	出	2 番	伊藤 幸子	出	3 番	中村 進也	出
4 番	遠藤 良幸	出	5 番	藤田 一房	出	6 番	松葉 里美	出
8 番	伊藤 和雄	出	9 番	小林 政俊	出	10 番	岡田 康平	出
11 番	中村 正治	出	12 番	近藤 秀樹	出	13 番	片岡 節男	出
14 番	樋口 久義	出	15 番	伊藤 治義	出			

開 会 時 刻 午前 9 時 00 分
閉 会 時 刻 午前 9 時 50 分

<p>1 開会の辞 事務局長(小高秀之)</p>	<p>それでは、第 24 回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)</p>	<p>お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。第 24 回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
<p>3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)</p>	<p>いなべ市農業委員会総会規則第 5 条に基づき、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>只今の出席委員は 14 名でございます。定足数に達しておりますので、第 24 回いなべ市農業委員会を開会いたします。</p>
<p>4 議事日程 (日程第 1) 議長</p>	<p>それでは、お手元の議事日程に沿って進めさせていただきます。日程第 1、本日の議事録署名委員の指名については、いなべ市農業委員会総会規則第 6 条第 2 項の規定に基づき、会長が定めることとなっておりますので、本日の議事録署名委員に、10 番議席岡田康平委員と、11 番議席中村正治委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
<p>(日程第 2) 議長</p>	<p>それでは、報告第 44 号「農地法第 18 条の規定による合意解約通知について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	日程第 2 報告第 44 号

(日程第3)		<p>農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分) 次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和6年11月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>原則、農地の賃貸借契約の解除については、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものは農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。</p> <p>今回の案件は、17件、21筆、面積34,903㎡であることを報告します。</p>
	<p>議長 報告第44号については、合意解約による通知を受けたものです。質問がなければ次に進みます。</p>	
	<p>議長 議案第135号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>	
	<p>事務局 日程第3 議案第135号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)</p> <p>次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)附則(令和4年5月27日法律第56号)第5条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和6年11月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>市が農用地利用集積計画を定めるときには、農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることになっております。</p> <p>通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可が必要ですが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでお諮りをします。</p> <p>中間管理機構分が、13件、16筆、総面積21,474㎡であることを報告します。</p>	

	<p>議長</p> <p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>本議案は農地集積を目的とし、期間を決めた利用権の設定です。すべて公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の利用権の設定です。内容について、何か質問等ありましたらお願いいたします。</p> <p>特に無いようですので、議案第135号「農用地利用集積計画の決定について」につきまして採決いたします。</p> <p>本議案につきましては、1名の委員の案件が含まれています。</p> <p>農業委員会等に関する法律第31条第1項により当事者は議事に参与できませんので、該当委員を除いて採決を行います。本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって本議案は原案どおり決定されました。</p>
<p>(日程第4)</p> <p>(日程第5)</p>	<p>議長</p> <p>続きまして、議案第136号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」及び議案第137号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	<p>事務局</p> <p>日程第4 議案第136号</p> <p>農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について（委員会処分）</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があったので議決を求め。令和6年11月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の3条所有権移転の申請は、7件、12筆、面積15,435㎡です。</p> <p><41番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の畑です。</p> <p>譲受人である北勢町麻生田の■■■■が、北勢町麻生田の■■■■が所有する議案書に記載の1筆、236㎡を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><42番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の畑です。</p> <p>譲受人である員弁町大泉新田の■■■■が名古屋市の■■■■</p>

が所有する議案書に記載の 1 筆 261 m²を贈与により譲り受ける申請です。

<43 番案件>の申請地は、北勢町下平地内の田です。

譲受人である北勢町下平の [] が、愛知県江南市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆 3,007 m²を売買により譲り受ける申請です。

<44 番案件>の申請地は、北勢町中山地内の畑です。

譲受人である北勢町中山の [] が、名古屋市の [] が所有する議案書に記載の 1 筆 482 m²を贈与により譲り受ける申請です。

<45 番案件>の申請地は、藤原町大貝戸地内の田です。

譲受人である藤原町大貝戸の [] が、藤原町大貝戸の [] が所有する議案書に記載の 1 筆 2,237 m²を売買により譲り受ける申請です。

<46 番案件>の申請地は、北勢町川原地内の田です。

譲受人である北勢町川原の [] が、北勢町川原の [] が所有する議案書に記載の 1 筆 244 m²を売買により譲り受ける申請です。

<47 番案件>の申請地は、大安町鍋坂地内の田です。

譲受人である菰野町の [] が、大安町鍋坂の [] が所有する議案書に記載の 6 筆 8,968 m²を売買により譲り受ける申請です。

続きまして、日程第 5 議案第 137 号

農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について（委員会処分）

次のとおり、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので議決を求める。令和 6 年 11 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会長
伊藤 和雄

今回の 3 条使用貸借の申請は、1 件、1 筆、面積 1,209 m²です。

<1 番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の田です。

使用借人である東員町の [] が、員弁町大泉新田の [] が所有する議案書に記載の 1 筆 2,209 m²の内 1,209 m²を新規就農のため借り受ける申請です。

以上所有権 7 件、使用貸借権 1 件につきまして、委員の確認書、

	<p>現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。 何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、採決に入ります。 議案第136号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>続いて、議案第137号「同法の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。 全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p> <p>議長 続きまして、議案第138号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> <p>事務局 日程第6 議案第138号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について (知事処分) 次のとおり、農地法第4条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和6年11月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の4条の申請は、1件、1筆、面積479㎡です。 <3番案件>の申請地は、藤原町西野尻の畑です。農地区分は3種農地です。 転用計画としては、藤原町西野尻の[]が所有する議案書に記載の1筆、479㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。 土地は整地のみを行い、既存のコンクリートブロックで、土砂及び雨水の流出を防止します。</p>
--	--

		<p>取水は上水道、生活雑排水は下水道を利用します。雨水排水は自然浸透にて処理します。</p> <p>以上4条1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
	議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、11月1日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
	現地調査委員	<p>議案第138号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」1件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
	議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第138号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を三重県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は「なし」と決定しました。</p>
(日程第7) (日程第8)	議長	<p>続きまして、議案第139号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」、議案第140号「農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第7 議案第139号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。令和6年11月8日提出 いなべ市農業委員会会長</p>

伊藤 和雄

今回の申請は、6件、21筆で7,071㎡です。

<45番案件>の申請地は、北勢町鼓地内の田です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、東京都港区の[]が北勢町鼓の[]が所有する議案書に記載の3筆、993㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水はなく、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<46番案件>の申請地は、北勢町二之瀬地内の田です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、東京都渋谷区の[]が北勢町二之瀬の[]が所有する議案書に記載の8筆、995㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水は無く、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<47番案件>の申請地は、北勢町南中津原地内の田です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、千葉県八千代市の[]が北勢町南中津原の[]が所有する議案書に記載の6筆、3,287㎡を取得し、太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地のみを行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水は無く、雨水排水は自然浸透及び流末水路にて放流します。

なお、この案件は3,000㎡を超える案件であるため、三重県農業会議諮問会議にて審議案件に付されます。

<48番案件>の申請地は員弁町笠田新田地内の田で、現況畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、東員町の[]が員弁町笠田新田の[]が所有する議案書に記載の1筆、257㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の北側道路側溝へ放流します。

<49番案件>の申請地は、員弁町宇野地内の田です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、名古屋市の[]が員弁町宇野の[]が所有する議案書に記載の1筆、492㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水は無く、雨水排水は自然浸透にて処理します。

<50番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の田です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、大阪府大阪市の[]が鈴鹿市の[]が所有する議案書に記載の2筆、1,047㎡を太陽光発電施設用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲にはフェンスを設置します。

取水は無く、雨水排水は自然浸透にて処理します。

続きまして、日程第8 議案第140号

農地法第5条の規定による農地等の使用貸借権許可申請承認について（知事処分）

次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があったので意見を求める。 令和6年11月8日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄

今回の申請は、2件、2筆で、523㎡です。

<16番案件>の申請地は、大安町石樽東地内の畑です。農地区分は、2種農地です。

転用計画としては、東員町の[]が大安町石樽東の[]が所有する議案書に記載の1筆、216㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は整地を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の南側道路側溝へ放流します。

<17番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の畑です。農地区分は、3種農地です。

転用計画としては、員弁町松之木の[]が員弁町松之木の[]が所有する議案書に記載の1筆、307㎡を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。

土地造成は若干の盛土を行い、周囲をコンクリートブロックで囲み、土砂及び雨水の流出を防止します。

	<p>取水は上水道、生活排水は下水道を利用します。雨水排水は、集水後、既設の西側道路側溝へ放流します。</p> <p>以上5条所有権移転6件、使用貸借権設定の2件の計8件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>これらの案件につきましても、11月1日に現地調査を行っております。現地調査委員から調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第139号「農地法第5条の規定による農地の所有権移転許可申請について」6件、議案第140号「同法の規定による農地の使用貸借権設定許可申請について」2件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これらの議案について、何か質問はありますか。</p>
中村正治委員	<p>47番案件ですが、現場写真を見ると田んぼで使用しているような形跡があるのですが、そのような土地をどうして太陽光発電施設へ転用するのでしょうか。</p>
事務局	<p>現地は段々畑のような田で水も来ておらず、作付けするにも1枚の田が狭小ですので機械も入れず、作業が難しい所なので、今回太陽光発電施設へ転用されるようです。現地は、適切に保全管理されております。</p>
議長	<p>他に無いようですので、議案第139号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p>

<p>(日程第 9)</p> <p>議長</p>	<p>続いて、議案第 140 号「同法の規定による農地等の使用貸借権 設定許可申請承認について」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、 「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、当委員会の意見は、「なし」とすることに決定しました。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、議案第 141 号「非農地証明願承認について」を議 題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>日程第 9 議案第 141 号 非農地証明願承認について (委員会処分)</p> <p>次のとおり、非農地証明願があったので議決を求める。令和 6 年 11 月 8 日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は 8 件、10 筆、2,070 ㎡です。</p> <p><27 番案件>の申請地は、員弁町松之木地内の台帳地目、田で す。</p> <p>願出者は員弁町松之木の [] で、平成 8 年から宅地に転用し、 現在に至っております。</p> <p><28 番案件> <29 番案件>においては関連しますので、併せて 説明します。</p> <p>申請地は、大安町丹生川久下地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は桑名市の [] で、平成 9 年以前からと平成 3 年頃 からそれぞれ宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><30 番案件>の申請地は、大安町丹生川上地内の台帳地目、畑 です。</p> <p>願出者は愛知県小牧市の [] で、昭和 50 年以前から宅地に 転用し、現在に至っております。</p> <p><31 番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の台帳地目、田です。</p> <p>願出者は大安町南金井の [] で、平成 14 年以前から宅地に 転用し、現在に至っております。</p> <p><32 番案件>の申請地は、北勢町田辺地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は員弁町宇野の [] で、平成 2 年頃から 宅地に転用し、現在に至っております。</p>

	<p><33 番案件>の申請地は、大安町大井田地内の台帳地目、田畑です。</p> <p>願出者は大安町大井田の[]で、昭和 50 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p><34 番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の台帳地目、畑です。</p> <p>願出者は藤原町西野尻の[]で、平成 8 年以前から宅地に転用し、現在に至っております。</p> <p>以上 8 件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、審議のほどよろしく申し上げます。</p> <p>議長 事務局の説明は終わりました。</p> <p>非農地証明につきましては、無断転用後 20 年以上経過した土地についての証明です。事務局において 20 年前の空中写真等を元に該当する土地について提案をさせていただいております。</p> <p>何か質問はありますか。</p> <p>他に特に無いようですので、議案第 141 号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することについて賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、案件については願いどおり証明することに決定しました。</p>
<p>5 その他</p>	<p>議長 議事については、以上です。その他に入ります。</p> <p>委員さんから何かありますか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <p>次回は、12 月 3 日午前 9 時から現地調査、1 番議席多湖文貴委員と 2 番議席伊藤幸子委員は出席をお願いします。</p> <p>次回委員会は、12 月 10 日です。場所は、行政棟 2 階庁議室となります。よろしく申し上げます。</p>
<p>6 閉会の宣言</p>	<p>議長 それでは、これもちまして第 24 回いなべ市農業委員会を終了</p>

【午前 9 時 50 分閉会】	します。 ありがとうございました。
-----------------	----------------------

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
議長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者
